

なぜ公明党は 集団的自衛権で 合意できたのか



北側一雄

公明党副代表

● 高村副総裁との理念共有

従来の憲法解釈の枠内で、過去の憲法九条と自衛権に関する政府解釈と矛盾しないように論理的整合性を保つにはどうすればいいのか。

なぜ今、集団的自衛権が論議となるのか。それは日本を取り巻く安全保障環境が、厳しさを増しているからです。北朝鮮はミサイル発射実験を繰り返し、しかも核開発疑惑もあります。中国は国防費を毎年二桁の割合で増やし、東シナ海、南シナ海での海洋進出も顕著です。こうした状況下で、万一の事態に備えて日本国民をどう守るかという課題に直面していると言わざるを得ません。

しかし、日本は中国のように国防費を増やすわけにはいきませんし、それが良いとも思いません。ではどうするか。一番のポイントは、日米の防衛協力体制を強化し、信頼性を高めていくことです。有事だけでなく、平時から訓練を行い、隙間のない態勢を作り上げ、抑止力を高

める必要があります。

しかし、憲法九条が従来の解釈のままでは、対処が困難となる場合があります。たとえば日本防衛のために我が国近海で警戒・監視活動をしている米艦に攻撃があつた場合、少なくともその攻撃を排除できなくてはなりません。そうしたことに対処できるように、憲法解釈と法整備を整える必要があるのです。

ただし日本は法治国家ですから、集団的自衛権の行使が憲法を逸脱してはいけません。憲法九条は、一項で「戦争の放棄」、二項で「戦力の不保持」を規定していますが、自衛の措置がどこまで許されるかについては法文上は明らかではありません。憲法に委ねられてきました。国連憲章第五一条で国連加盟国が持ついわゆる

る文言がそのまま反映されています。

(一) 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること

(二) これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと

(三) 必要最小限度の実力行使にとどまること

日本近海の米艦に対する攻撃の排除なども、他国防衛のためではなく、あくまで自国防衛のための自衛の措置に限ります。また、七二年見解の「基本的な論理は、憲法第九条の下では今後とも維持されなければならない」との部分を閣議決定に明記し、九条解釈の限界を明らかにしました。私は、かなり厳格な歯止めが掛けられたと思います。

自民党の中には、他国で認められていてようなフルサイズの集団的自衛権の行使容認を主張する方もいます。しかし高村さんは、自民党の一部にあるそうした

考え方や、安倍晋三総理大臣の私的諮問機関の安保法制懇（安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会）の見解とも一線を画されていました。高村さんと基本的な理念を共有できたことは、合意形成の上で非常に大きかったです。

● 公明党が与党だからこそ歯止めに

一方、安保法制懇は報告書で「個別的な集団的かを問わず、自衛のための武力の行使は禁じられていない」「国連の集団安全保障措置への参加といった国際法上、合法な活動には憲法上の制約はない」と提言しています。しかし、五月十五日に報告書が提出された直後の記者会見で、安倍総理は「これまでの政府解釈と論理的に整合しない。私は憲法がこうした活動のすべてを許しているとは考えない」と語り、政府として採用しませんでした。この一言も大きかったと思います。

閣議決定後の七月十四日、衆議院予算委員会で私は質問に立ちましたが、安倍総理は「湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、これからも決してない」と断言されています。従つて、

「海外派兵が許されてしまうのではないか」「武力行使の範囲が広がるのではないか」などという批判は、杞憂です。与党協議の過程において、公明党の地方組織や支持者から不安の声が挙がったのは事実です。しかし、憲法九条の規範が維持された閣議決定がなされ、しっかりと説明してきたことで理解は進んでいます。公明党が与党だからこそ、厳格な三要件を定めることができ、専守防衛、和平主義の理念は維持されたと思います。この新三要件に該当するケースは、総理や内閣法制局長官が答弁しているように、「我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らか」場合で、よほど限局的な事態と考えられます。

日本は、これまで個別的自衛権を発動したことさえありません。ましてや、集団的自衛権を行使するような局面など本來作つてはならないと思います。あくまで備えであり抑止力です。同時に、今後も日中、日韓の二国間の関係改善をはじめ、平和外交努力を継続していくことは言うまでもありません。